

次の店舗の大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により縦覧に供します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川崎本町店

川崎市川崎区本町二丁目12番4号 他5筆

2 届出の年月日

令和8年6月11日

3 縦覧期間及び時間帯

令和8年6月19日から令和8年10月19日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。

4 意見書

同法第8条第2項の規定により、生活環境保持の観点から意見を有する者は、意見書の提出により、これを述べることができます。

(1) 提出期限：令和8年10月19日

(2) 提出先：川崎市経済労働局観光・地域活力推進部

商業・サービス業振興担当

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和8年6月11日

川崎市長殿

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 北原 克哉

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 オーケー川崎本町店
所在地 神奈川県川崎市川崎区本町二丁目12番4号 他5筆
- 変更した事項
設置者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 野々口 剛
(変更後) 代表取締役 北原 克哉
- 変更の年月日
令和8年4月1日
- 変更する理由
設置者の代表者に変更が生じたため。